

議案第十二号

中央区民文化財の登録について

右の議案を提出します。

令和七年二月五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区民文化財の登録について

別紙のとおり中央区文化財保護審議会から答申があつたので、令和七年四月一日付けで、左記のとおり中央区の区域内に存する文化財を中央区民文化財に登録します。

記

登録番号	名称	種別	所在地	所有者
百九	日本橋兜町遺跡内 肥後国 熊本藩細川家屋敷跡出土肥後 国産陶磁器・細川家家紋瓦	中央区民有形文化財 考古資料	中央区新富一丁目十三番十四号 中央区立郷土資料館	中央区

(説明)

中央区文化財保護条例（昭和六十三年四月中央区条例第二十九号）第七条第一項の規定に基づき、中央区民文化財に登録するため、この議案を提出します。

写

令和 7 年 1 月 23 日

中央区教育委員会
教育長 平林 治樹 様

中央区文化財保護審議会

会長 玉井 哲雄



中央区民文化財の登録について（答申）

令和 6 年 11 月 13 日付け 6 中教図第 224 号で諮問のあった標記の件については、別紙のとおり中央区民文化財として登録することを適當と認めます。

- 1 登録名称 日本橋兜町遺跡内 肥後国熊本藩細川家屋敷跡出土肥後国産陶磁器・細川家家紋瓦
- 2 登録種別 中央区民有形文化財 考古資料
- 3 所在地 中央区新富一丁目13番14号 中央区立郷土資料館
- 4 所有者 中央区
- 5 品数 41点（陶磁器38点・家紋瓦3点）
- 6 年代 江戸時代
- 7 材質 陶磁器・瓦
- 8 内容

本資料は、平成30年（2018）4月から同年6月にかけて約1,644平方メートルについて実施された、日本橋兜町15番18号の区立阪本小学校・阪本幼稚園建て替えに伴う日本橋兜町遺跡の発掘調査で出土した。これらは、遺跡地に屋敷を拝領していた肥後国熊本藩細川家に関連する遺物である。

日本橋兜町遺跡は、五街道の基点である日本橋から約0.5キロメートル南東に位置し、約1キロメートル東には隅田川が流れる。また、本遺跡地のすぐ西には江戸橋の南東端から南へと八丁堀まで南北に貫く楓川が流れ、水運上利便性の高い土地に当たる。本遺跡やその周辺は、天正18年（1590）に徳川家康が江戸に入府した後、慶長8年（1603）に埋築が終了し、慶長16～17年（1611～1612）にかけて補修工事が行われたと考えられている。寛永9年（1632）の「武州豊嶋郡江戸庄図」では、本遺跡は5千石の旗本小濱^{おばま}民部の屋敷地になっており、本遺跡は文政12年（1829）まで同家の屋敷地であった。天保4年（1833）の「分間江戸大絵図」では、本遺跡は6千石の旗本である松平家の屋敷地となっており、天保13年（1842）に肥後国熊本藩54万石余の細川家の下屋敷となった。本下屋敷は2,858坪余（約9,430平方メートル以上）あり、この時点での藩主は第10代藩主細川斉護^{なりもり}である。斉護は文政9年（1826）に家督を継ぎ、万延元年（1860）に没した。同年には次代の慶順^{よしうき}が家督を相続し、明治維新を迎えた。

その後、明治2年（1869）の「明治二年東京全図」では、元姫路藩主である酒井家の屋敷地となっており、明治6年（1873）までには官公庁の敷地へと変遷した。

遺跡は第1面から第13面まで調査され、出土した遺物のうちでも特徴的なものとしてあげられるのが19世紀中葉から幕末頃の第5面で確認された193号遺構a1の出土遺物である。193号遺構a1は東西に長いとみられる池であり、西側に舌状の張り出しを有する不整形を呈す。汀線付近には護岸の石材が認められ、南東隅には瓦敷がみられた。また、池の北東側からは上水木樋が本遺構に注ぐように検出されたため、常に真水が供給されていたものと思われる。池の検出長は、東西29.3メートル、南北20.9メートル

で、全体に遠浅の池だが、最深部は1.9メートルの深さが認められた。池は、全体的に焼土で充填されるように埋め立てられており、出土遺物にも被熱の痕跡が多く認められた。こうしたことから、本遺構は火災の後処理により廃絶されたものと思われる。193号遺構a1が廃絶された19世紀中葉から幕末頃の火災には、嘉永3年(1850)安政5年(1858)万延元年(1860)慶応2年(1866)等の火災がある。

193号遺構a1から出土した遺物は、総点数229,731点、総重量35,687,056グラム(約35.7トン)にのぼり、更に点数を数え切れず、重量のみ概算した瓦が約19トン出土した。重量のみ概算の瓦を除いて出土遺物を種別にみると、瓦類が196,307点(35,186,715グラム)と点数比で85パーセント以上を占め、重量比では実に98パーセント以上にのぼる。次いで磁器が22,988点(274,468グラム)陶器8,272点(352,098グラム)と続き、点数では、陶器に比べて概して高価な磁器が陶器を上回る。

登録対象の遺物と共に伴する193号遺構a1の出土陶磁器は、食器類を中心に全体的に上質なものが中心である。磁器の碗には、輸入された中国景德鎮窯の「道光年製」銘(道光年は1821~1850)を有する製品が複数みられ、肥前国産のものには禁裏御用のものとみられる中碗をはじめ、複数人で使用するための磁器中皿から大皿が上質なものを含めて多くみられる。このほかの肥前国産のものでは、鉢類で大形の磁器の盃洗や手桶型の中鉢、料理や化粧品を容れていた蓋物、段重も多数出土しており、定型的な大量生産品ではない水盤や、蓋を含めて高さ約25センチメートルと、区内出土のものでは最大の香炉が出土している。また、盃とみられる小杯等の酒器も多数認められ、碗や皿に組物が多く認められる等、登録対象の遺物と共に伴する陶磁器の組成は、藩士等の日常生活用具ではなく、御殿において日常使用以外に用いられていたとみられる器を中心であると考えられる。

193号遺構a1から出土した陶磁器の多くが肥前国や尾張国、美濃国産のものである中、特徴的な産地のものが肥後国産とみられる陶磁器である。本遺跡全体では、出土した肥後国産の磁器が20点、陶器が214点であり、その中で193号遺構a1から出土したものが、磁器19点、陶器201点と、本遺跡で出土した肥後国産陶磁器の大半を占める。このうち、遺存度が高く、器種の明確なもの32点や、193号遺構a1以外のものでも同様に遺存度が高く器種の明確なものである、第5面の402号遺構(土坑)から出土した小碗2点、中碗1点、明治期終わり頃から大正期頃の第1面上の54号遺構(建物址)から出土した中碗1点、幕末から近代初頭頃の第3・4面の251号遺構(地業跡)から出土した小鉢1点、第5面盛土から出土した中壺1点の計6点を登録対象に加えた。これら6点のうち、第5面の402号遺構から出土した3点以外は客土中へ混入した遺物とみられる。また、193号遺構a1が細川家の庭園の一部であることを示す、同遺構から出土した細川家の家紋が施された江戸在地産の鬼瓦1点(通し番号⑩、以下「通し番号」は略)、軒丸瓦2点(⑪・⑫)を加えた。

肥後国産の磁器五寸皿 3 点(~)は、高台内に「肥後宇土製」とあることから網田焼の製品である。網田焼は、寛政 4 年 (1792) に肥前国や天草から陶工を招き、翌年頃に網田 (現熊本県宇土市網田) で操業が始まったとされる。寛政 10 年 (1798) には熊本藩の藩窯となり、技巧的な細工物や精緻な絵付けが施された染付製品等、洗練された磁器が作られていた。しかし、文政 5 年 (1822) に御用やきものの発注が停止され、文政 10 年 (1827) に民窯となると、原材料や資金的な制限から品質を落とし、明治 40 年 (1907) 頃廃業した。本遺跡出土の網田焼の五寸皿は、肥前国産のそれと比べても上質とは言い難く、藩の保護が途切れてい以降の製品とみられる。ただし、見込の五弁花文が風車様に描かれる等、独自の装飾が認められる。

陶器では小代焼及び八代焼が認められる。両窯は、寛永 9 年 (1632) の加藤家改易に伴い、細川忠利が豊前国小倉から入国したことを契機に肥後國へ移住した豊前國上野焼の陶工らによって開かれ、現在に至る。開窯以後、江戸時代を通じて肥後國の陶器窯として中心的に操業された。本遺跡から出土した小代焼及び八代焼の製品は、磁器の網田焼とは異なり、上質なものばかりである。

小代焼は、南関手永宮尾村 (現熊本県玉名郡南関町宮尾) の地に操業された。茶器のほか日用雑器、火鉢、植木鉢、花生等を焼いた窯であり、文化 11 年 (1814) には参府先の江戸で使用するためにまとまった数の茶碗が注文されたという。胎土は長石混じりで、鉄分が多いため黒褐色等暗めのものが多く、灰白色や青灰色の灰釉が掛けられた。底部には釉を掛けず、茶碗や向付には渦巻文が彫られるものがある。また、上質なものには「小代」「松風」等の印が押されたものもある。

本資料の小代焼は、大碗 (⑬) 及び香炉 (㉓) 、花生 (㉑) である。大碗には底部に篆書体で「松風」と印刻され、形状は、小代焼の碗に特徴的な口縁反端状を呈す。胎土は黒褐色でやや粗い長石が含まれる。釉薬は鉄泥の上にやや青みがかった灰釉が掛けられ、底部には渦巻文の彫り込みが認められる。また、香呂は口縁にヘラ削りが施され、精緻に仕上げされている。胎土は黒褐色で、細かい長石が含まれる。外面には剣先や花弁の連續文が白泥で象嵌される。釉薬は被熱によりやや白濁しているが、本来は透明度の高い釉薬であったと思われる。花生は軒丸瓦形を呈し、瓦当面には重ね焼きの痕跡である貝目が認められる。胎土は黒褐色で、やや粗い長石が含まれる。外面には丸瓦の瓦当面の文様が、側面には唐草文が浮き彫りされ、凹み部分には白泥が掛けられる。

八代焼は、八代城城南の高田 (現熊本県八代市奈良木町) に開窯し、明治維新まで熊本藩の保護を受けた。茶碗、向付、水指、花生、徳利等を焼いた窯であり、胎土は緻密で暗褐色や黒褐色、青灰色を呈すものが多い。表面には白泥による細密な象嵌が施され、この上に透明釉が掛けられる。また、底部に釉を掛けないものには渦巻文が彫られるものが多く、こうした技法は八代焼の代表的な特徴といえる。

小代焼以外の登録対象の陶器はすべて八代焼である。やや端反状を呈す中碗 (~) 及びこの中碗と対になるとみられる中碗蓋 (~) は、胎土が暗灰褐色や灰褐色を

呈し、外面には折松葉や井桁内に花菱が白泥で象嵌され、透明釉が掛けられている。高台内には渦巻文の彫り込みが認められる。402号遺構出土の小碗（・）はほぼ同じ造りであるが、白泥による象嵌の文様は草花である。特に、同じ402号遺構出土の中碗（）は、外面には細川家の家紋である九曜文が白泥により象嵌される。胎土は黒褐色で、透明釉が掛けられる。54号遺構出土の中碗（）は、灰褐色の胎土で透明釉が掛けられ、底部には渦巻文が彫られるが、欠損によるものか文様は確認できない。

五寸皿（）は、胎土が灰色で口縁上部及び見込に雲、鳥が白泥により象嵌され、透明釉が掛けられる。

小鉢（⑯・⑰・⑲）のうち、⑯・⑰は轆轤、型押しにより花弁状の口縁を造り出しており、向付とみられるものである。胎土は灰色や灰褐色を呈し、口縁内面には雷文繋ぎ、外面下部には剣先が白泥により象眼され、透明釉が掛けられる。底部には渦巻文の彫り込みが認められる。⑲の小鉢は平椀状を呈し、薄手で黒褐色の胎土である。内外面とも白泥で塗られ、内面は刷毛目であり、松葉文が白泥を掻き取ることによって描き出されている。

香炉（⑳）は、暗褐色の胎土で外面に草花とみられる文様が白泥で象嵌され、透明釉が掛けられる。

小壺（㉑）は、灰褐色の胎土で外面にはすだれ状の文様が白泥で象嵌され透明釉が掛けられた暦手の製品であり、茶入とみられるものである。

中壺のうち㉒も暦手の製品で、胎土も小壺とほぼ同じである。㉓の中壺は暗紫褐色の胎土で、外面に井桁状、十字状の文様が白泥で象嵌され、透明釉が掛けられる。

大壺（㉔～㉖）も暦手の製品である。胴部の最大径は30センチメートルを超える、高さも30センチメートル前後と推定される大形のものである。胎土は灰褐色を呈し、㉖の底部には貝目が認められる。

中瓶（㉗）は、暗灰色の胎土を呈し暦手であるが、肩部には白泥の象嵌で雷文繋ぎが施される。

土瓶（㉘・㉙）についても暦手の製品である。㉘は灰褐色、㉙は黄褐色から褐色を呈す胎土である。

水注蓋（㉚・㉛）としたものは、土瓶に伴うものか銚子に伴うものか判別し難いため一括した。㉚は灰褐色の胎土で、㉛は暗灰褐色の胎土である。いずれも上面に白泥による五弁花と円圏の文様が象嵌で描かれ、透明釉が掛けられる。㉜は灰褐色、㉝は暗灰色の胎土で、いずれも暦手の製品である。

銚子（㉞）は、暗灰褐色を呈す胎土で比較的薄い造りのものである。外面上面には㉚・㉛と同じく白泥による五弁花と円圏の文様が象嵌で描かれ、透明釉が掛けられる。胴部外面には縦線と横線が白泥で象嵌される。文様や口径から、㉚と㉞は蓋と身の関係である可能性もある。

本遺跡以外で熊本藩に関連した屋敷跡の発掘調査は、港区の肥後熊本藩細川家屋敷跡遺跡、肥後熊本藩細川家屋敷跡第2遺跡、愛宕下武家屋敷群 近江水口藩加藤家屋敷跡遺跡

がある。肥後熊本藩細川家屋敷跡遺跡は、主に中屋敷として利用された「白金屋敷」の一画に当たる。この遺跡からは17世紀から19世紀にかけての八代焼等、陶器19点が出土した。肥後熊本藩細川家屋敷跡第2遺跡は同じ「白金屋敷」内にあたるが、こちらは抱屋敷部分が調査された遺跡で、17世紀から19世紀にかけての小代焼や八代焼等陶器11点が出土した。愛宕下武家屋敷群は豊前国小倉藩細川家の中屋敷や宇土藩細川家の上屋敷に当たり、19世紀を中心に小代焼や八代焼が34点出土した。

肥後国産の出土陶磁器は、本遺跡以外に港区の細川家に関連した屋敷跡でまとまった出土例があるが、江戸ではこの他にほとんど出土例がない。港区での出土例のうち、19世紀の肥後国産陶器には、本遺跡出土のものと類似した製品もみられるが、本遺跡のように大形の遺構に一括廃棄されたものではなく、本遺跡の肥後国産の磁器20点、陶器214点は突出して多い。

また、本遺跡では共伴する陶磁器の組成から、193号遺構a1の出土遺物は江戸における販売目的や藩士等の日常生活用具ではなく、御殿において日常使用以外の目的で使用するために国元から取り寄せられたものと考えられる。

9 保存状況

被熱による劣化がみられるものも多いが、遺存度が高いものが多く、器種も明確であり、比較的良好な保存状況である。

10 登録理由

日本橋兜町遺跡から出土した肥後国産の陶磁器は、多数が一括廃棄されたものであり、かつ多用な器種が認められる。こうしたあり方は区内の大名屋敷の発掘調査では他に例をみないものであり、中央区の一角にあった外様の大大名細川家の国元との関係、江戸の下屋敷での生活をうかがううえで貴重な遺物といえ、中央区の歴史を理解するうえで重要な考古資料であると思われる。

11 登録基準

中央区民文化財の登録及び指定基準 第1 区民文化財の登録 1 区民有形文化財
5 考古資料 のうち イ 各時代の遺物等で、学術的価値のあるもの 及び 口 区の歴史上重要と認められるもの に該当する。

12 参考文献

『日本やきもの集成』12 九州 沖縄（昭和57年 永竹威 平凡社）

「八丁堀雑記」1 『郷土室だより』第41号（昭和58年 安藤菊二 東京都中央区立京橋図書館）

『藩士大事典』第7巻九州編（昭和63年 木村礎他 雄山閣）

『江戸と国元』江戸遺跡研究会第13回大会発表要旨（平成12年 江戸遺跡研究会編集・発行）

「大名屋敷の性格と配置」『図説江戸考古学研究事典』（平成13年 宮崎勝美 柏書房）

『肥後の磁器』 その歴史と系譜（平成18年 八代市立博物館未来の森ミュージアム編）

集・発行)

『肥後熊本藩細川家屋敷跡遺跡発掘調査報告書』(平成21年 港区教育委員会編集・発行)

『肥後熊本藩細川家屋敷跡第2遺跡発掘調査報告書』(平成29年 港区教育委員会編集・発行)

『熊本のやきもの』(平成29年 佐賀県立九州陶磁文化館編集・発行)

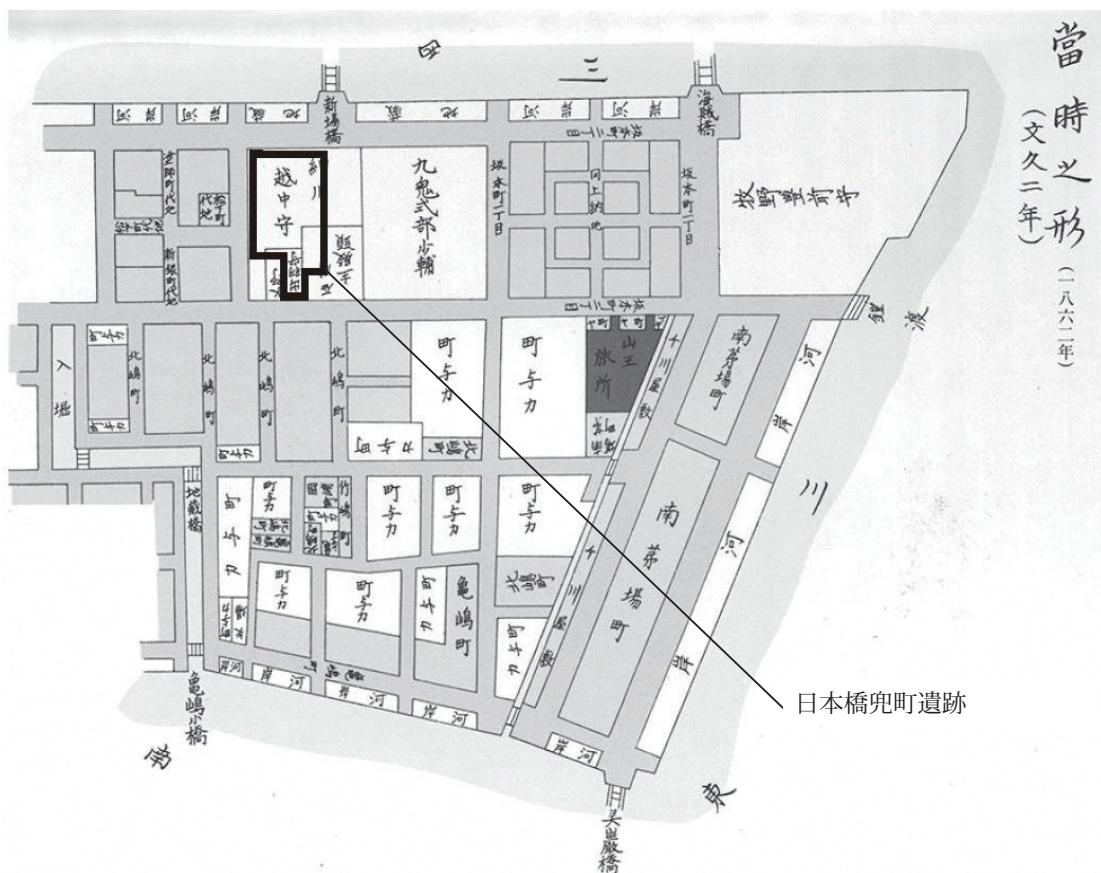
「肥後熊本藩細川家屋敷跡遺跡第2遺跡出土肥後系陶器について」『研究紀要』20(平成30年 駒形あゆみ 港区教育委員会)

『愛宕下武家屋敷群 近江水口藩加藤家屋敷跡遺跡 発掘調査報告書』(令和元年 大成工ンジニアリング編 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合)

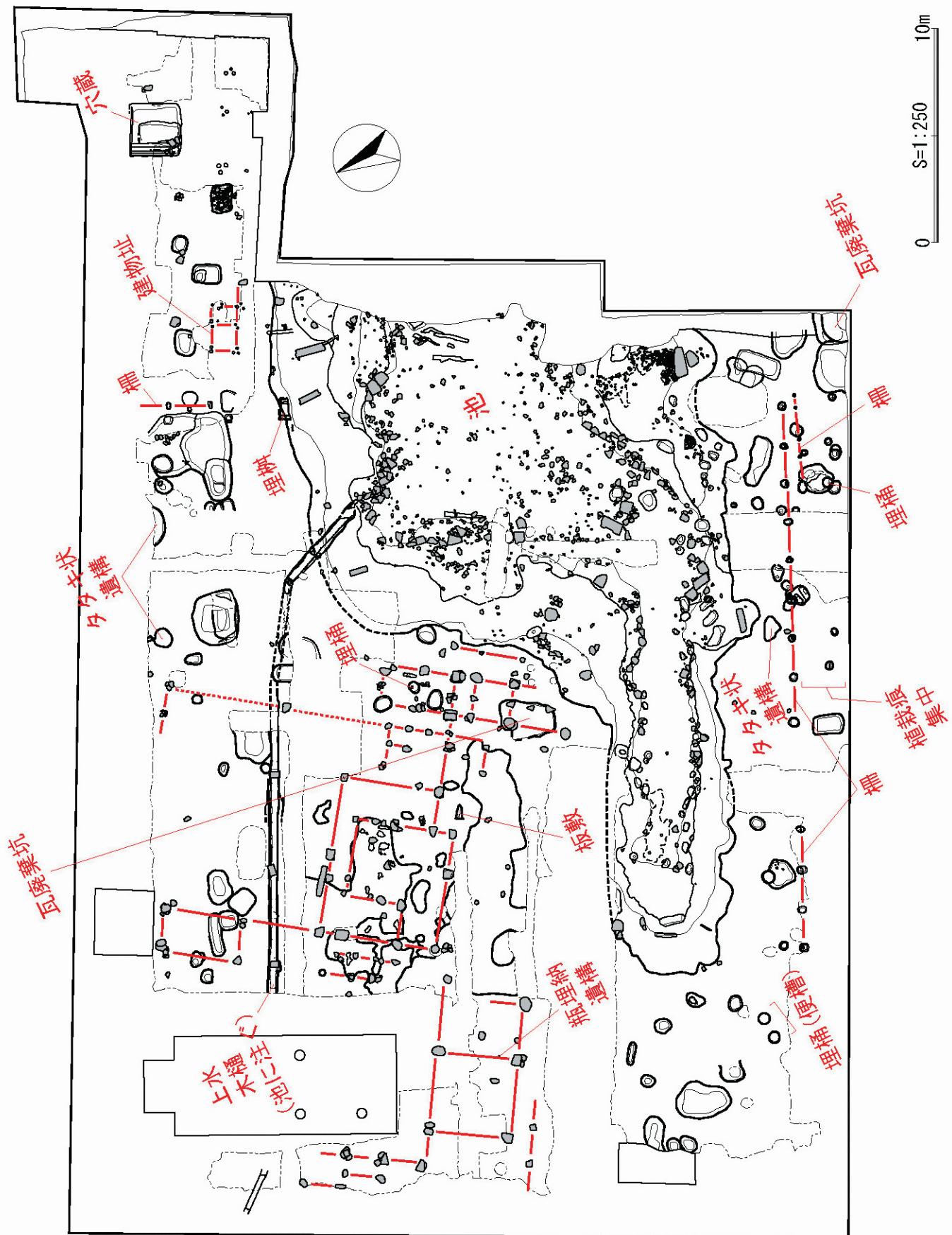
『日本橋兜町遺跡』(令和5年 中央区教育委員会編集・発行)



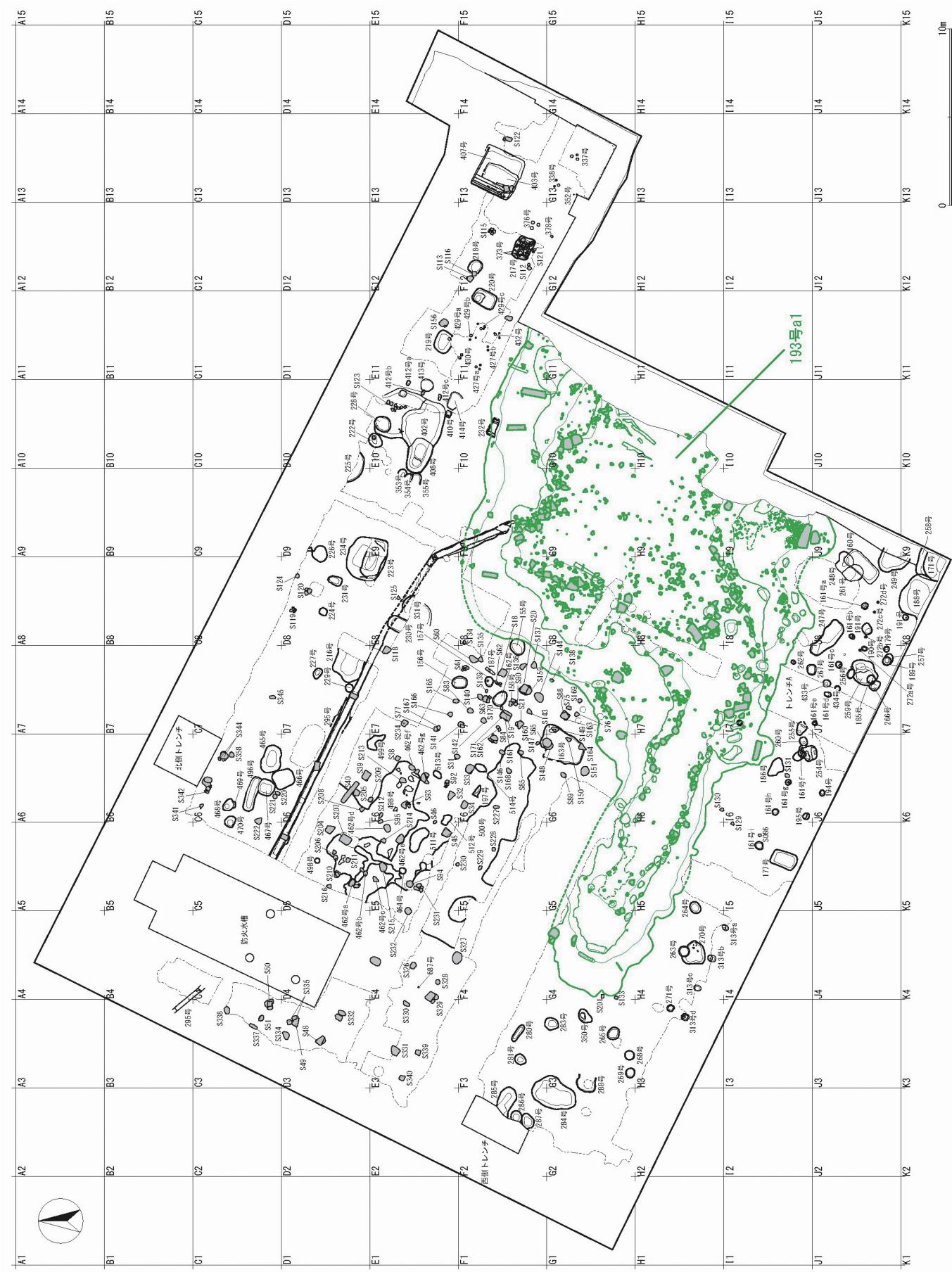
第1図 日本橋兜町遺跡の位置 [1:5,000 東京都デジタルマップより作成]



第2図 文久2年(1862)「御府内沿革図書」の遺跡地 [原書房『江戸城下町変遷絵図集』より作成]



第3図 日本橋兜町遺跡 第5面の平面構成



第4図 日本橋兜町遺跡第5面（緑色が池）



193号遺構 a1（池）断面 [西から]



193号遺構 a1（池）完掘 [北東から]

第5図 193号遺構 a1 断面・完掘状況



193号遺構 a1 出土磁器 肥後国網田焼（おうだやき）五寸皿（下段3点が登録候補）



193号遺構 a1 出土陶器 肥後国八代焼大壺



193号遺構 a1 出土 肥後国産陶器（大壺以外）



402号遺構出土陶器 肥後国八代焼小碗
(右2点)・中碗



54号遺構出土陶器
肥後国八代焼中碗



251号遺構出土陶器
肥後国八代焼小鉢



第5面遺構外出土陶器
肥後国八代焼中壺

第6図 193号遺構 a1 他出土 肥後国産陶磁器（図中の数字は通し番号）



193号遺構a1出土 鬼瓦（家紋瓦・九曜文）



193号遺構a1出土 軒丸瓦（左家紋瓦・九曜文）

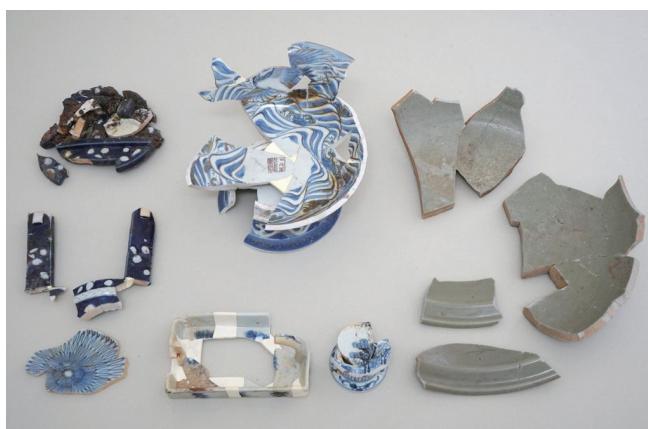
第7図 193号遺構a1出土家紋瓦（図中の数字は通し番号）



193号遺構a1出土磁器 中国景德鎮窯製品「道光年製銘」



193号遺構a1出土磁器 大皿



193号遺構a1出土磁器 大鉢・手付鉢・盆洗



193号遺構a1出土磁器 香炉・火入

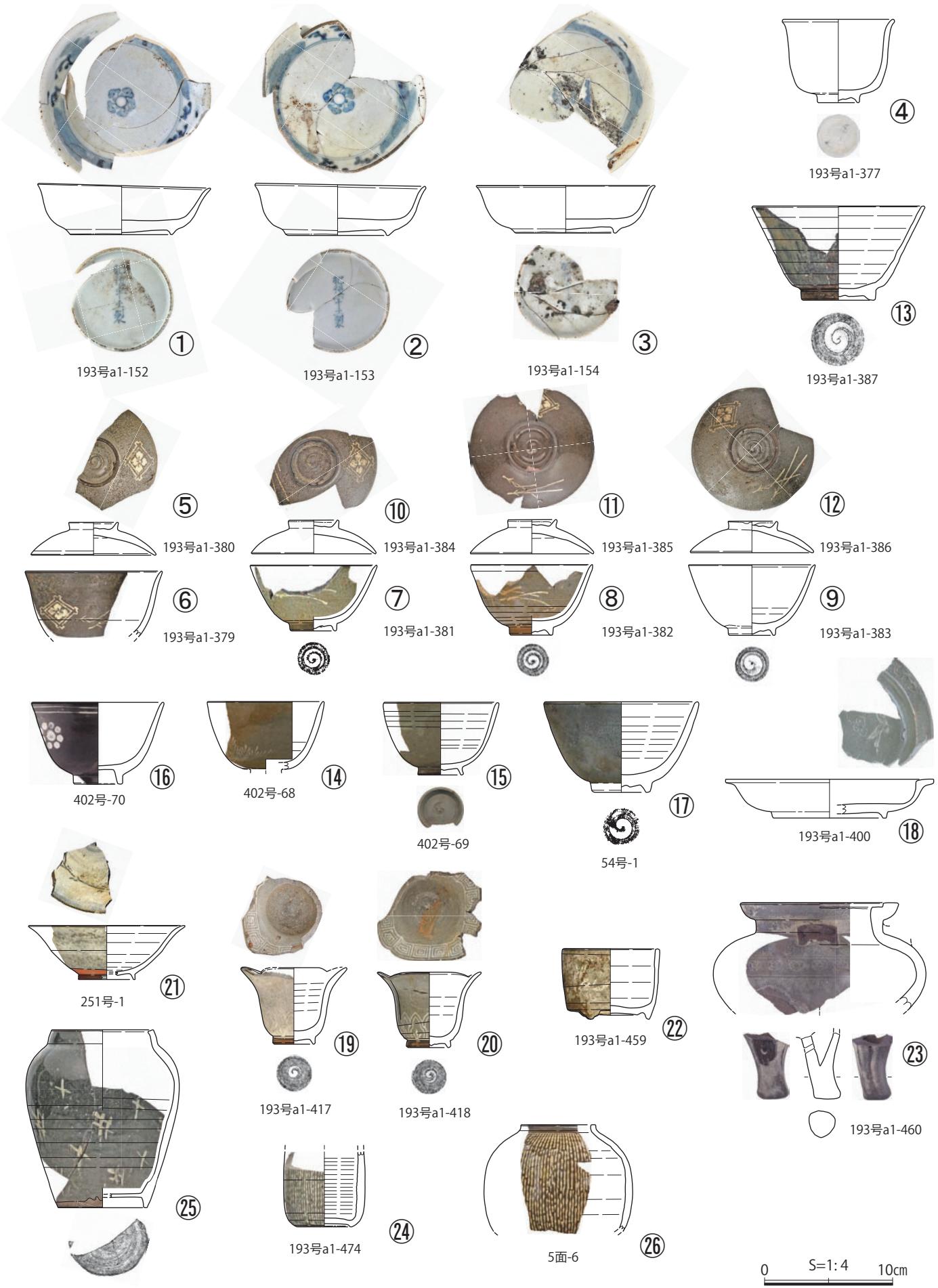


193号遺構a1出土磁器 段重

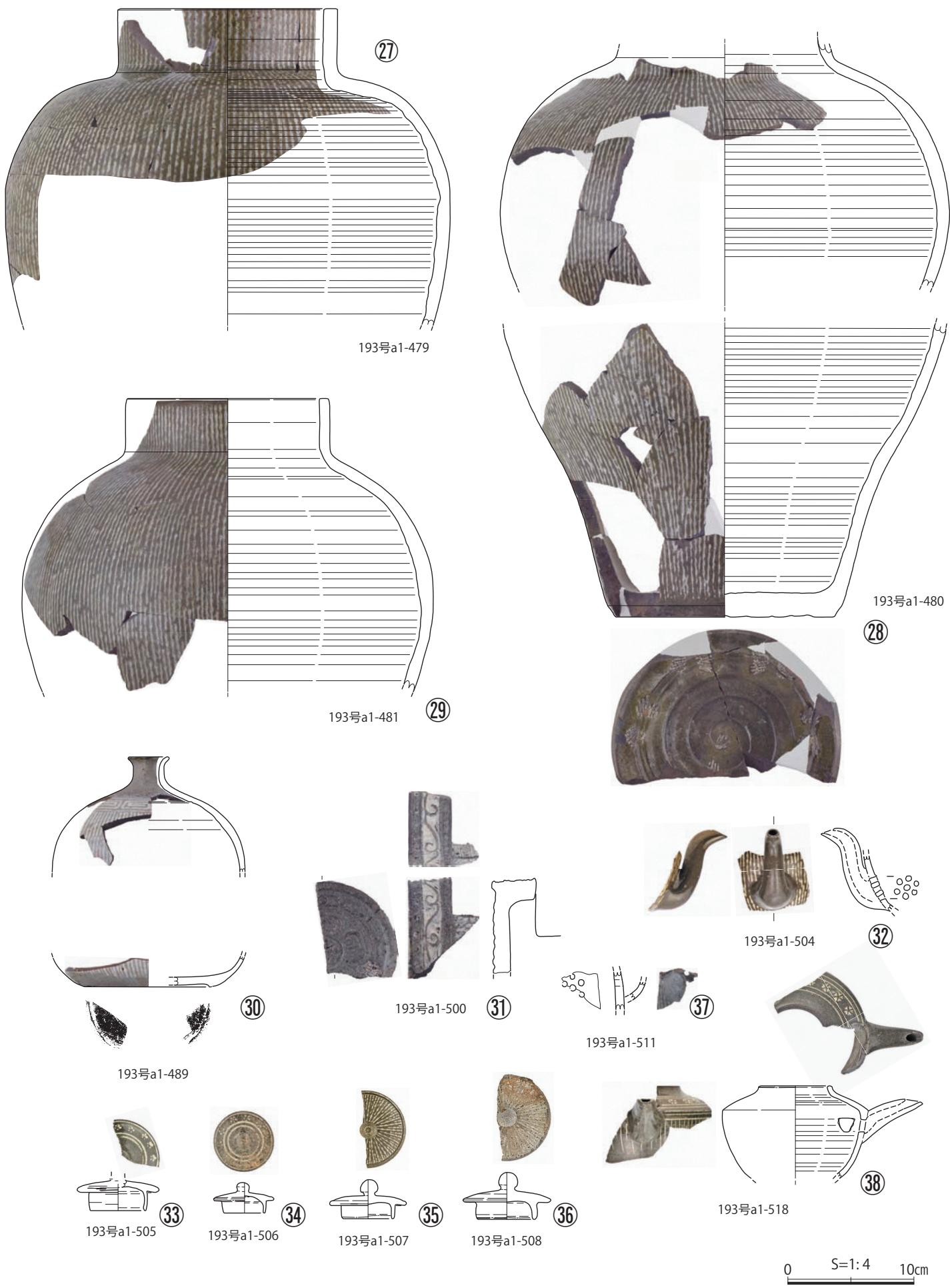


193号遺構a1出土磁器 水盤

第8図 193号遺構a1出土磁器（登録外の参考資料）



第9図 肥後国産陶磁器実測図-1 (図中遺物番号以外の数字は通し番号)



第10図 肥後国産陶磁器実測図-2（図中遺物番号以外の数字は通し番号）



③9

瓦-121



④0

瓦-13



④1

瓦-14

0 S=1:4 10cm

第 11 図 細川家家紋瓦実測図 (図中遺物番号以外の数字は通し番号)

